

くらしの安心情報

情報ファイル NO.10

平成19年2月9日

ダイレクトメールの貸金業者に融資を申し込み、保証金を払ったが、融資されない.....？

被害内容

【相談者 50代男性】

「低金利で借金を一本化します」という業者に200万円の融資を申し込むと、「保証金30万円が必要」と言われました。お金を振込みましたが、いつまで待っても融資がないので、おかしいと思い、「解約したい」と伝えたところ、逆に「解約料を払え」と脅され、昼夜を問わず脅迫的な電話が会社や自宅にかかってくるようになりました。

対処方法

- ・これは、ヤミ金融業者の「融資保証金詐欺」と思われます。
(ヤミ金融とは無登録業者または登録業者でも法律を無視した高金利でお金を貸す業者です。)
- ・既に借金がある人に低金利で多額のお金を貸付けるという、そんな甘い話はないので注意しましょう。
- ・ヤミ金融業者は契約書を作成せず口約束だけでお金を貸付け、脅迫的な取立てを行います。それが違法です。
- ・ヤミ金融業者の言うとおりにお金を振込んだり、執拗な取立てを受けたら、警察に相談してください。
- ・また、借金の整理については、一人で悩まず、早めに、消費生活センターや弁護士など専門家に相談しましょう。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談・金融相談)